

# 国労東海自協申第2号

## 26・新賃金等について申入れ!

2026年2月17日、国労東海自動車協議会はジェイアール東海バス株式会社へ「2026年4月1日以降の新賃金について」国労東海自協申第2号にて申入れいたしました。

2026年4月1日以降の新賃金等について



日本国内の景気は、原材料費や資源の高騰と海外情勢による影響が続いている。近年、国内では賃上げの機運が高まり、「高水準の賃上げの実現」と言われるものの、相次ぐ物価高騰などから個人消費は停滞していることは各統計からも明らかであり、さらなる賃上げが必須条件である。

JR東海バスに働く組合員は利用者の増加に加え、要員不足による業務負担を強いられながら安全・安定輸送に努めている。これまでのベースアップと定期昇給の実績では近年の物価上昇分にも届かない額であり、早急な賃金の引き上げが必要である。

各決算に見られるようにいま収支が大きく回復し、我慢してきた労働者の労働条件維持・改善への期待や要求は高まっている。

JR東海バスが果たすべき公共交通の使命と安全・安定輸送の更なる向上に取り組む社員に対し、社員と家族の生活を安定させることが必要であると考え、下記のように申し入れるので、要求を真摯に受けとめ、団体交渉を開催し、解決を図られたい。

### 記

1. 定期昇給を実施し、標準乗数を4以上とすること。
2. 2026年4月1日以降の賃金を定期昇給とは別に、21,000円引き上げること。
3. 年間休日を120日とすること。
4. ソフト・ハード両面からの安全対策をさらに充実させること。
5. 超勤単価を150/100に引き上げること。
6. 感染症対策の充実を図ること。
  - ・罹患休暇を新設し、社員が罹患した場合の賃金は100/100を支払うこと。
  - ・社員・契約社員・臨時社員のPCR検査・抗原検査費用を会社負担とすること。
7. 専任社員についても社員と同様に賃上げを実施すること。
8. 契約社員・臨時社員の賃金を社員に準じて引き上げること。
9. 回答は3月19日までに行うこと

以上

## 国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長